概要
サービスの貿易及び投資
日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又は当該エネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

十

分野　金融サービス
小分野　銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条）
現地における拠点（第九・六条）
概要
サービスの貿易
日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引
(b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売
注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。
(c)　集団投資計画に対する次のサービス
(i)　投資助言
(ii)　資産運用サービス（次のものを除く。）
(A)　信託サービス
(B)　集団投資計画の運用に関係しない保管及び執行サービス
注　この留保において「集団投資計画」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき、投資運用業務に従事する金融商品取引業者と解される。
(d)　附属書九（金融サービス）(o)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに附属書九（金融サービス）(p)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）
注　この留保の(a)から(d)までの規定については、日本国は、オーストラリアの国境を越える金融サービスの提供者及び金融商品の登録又は承認を要求することができる。
日本国は、附属書九（金融サービス）(e)から(p)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
金融商品取引法第二十九条、第二十九条の二及び第六十一条

十一

分野　金融サービス
小分野　保険及び保険関連のサービス
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条）
現地における拠点（第九・六条）
サービスの貿易
日本国は、オーストラリア内において設立されたオーストラリアの金融サービス提供者が提供する次のサービスを除き、保険及び保険関連のサービスに関して第九・二条（サービスの貿易―定義）(n)(i)及び(n)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
(a)　次の事項に関連する危険に対する保険
(i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。
(ii)　国際間の運送中の貨物

(b)　再保険、再々保険及び附属書九（金融サービス）(d)に規定する保険の補助的なサービス
(c)　附属書九（金融サービス）(c)に規定する保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）であってこの留保の(a)及び(b)に記載されるサービスに関するもの
注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条

十二

分野　漁業及び漁業に付随するサービス
小分野　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類　ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業
ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業
ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業
ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業
ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類　市場アクセス（第九・三条）
内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
現地における拠点（第九・六条）
経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
サービスの貿易及び投資
日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。
(a)　水産資源の採取を伴わない調査
(b)　集魚
(c)　漁獲物の保蔵及び加工
(d)　漁獲物及びその製品の輸送
(e)　漁業に使用される他の船舶への補給
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十三

分野　土地取引に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
概要
サービスの貿易及び投資
政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置
外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十四

分野
小分野
産業分類
現行の措置
法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス